

生物多様性保全活動促進法について

1. 法律の概要と施行準備状況 (別添参照)

平成22年12月10日、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(生物多様性保全活動促進法)」が制定。(主務省庁:環境省、農林水産省、国土交通省)

同法は、市町村による「地域連携保全活動計画」の作成や地方公共団体による関係者間のマッチングのための体制の確保等を通じて、市町村やNPO、地域住民等の多様な主体が連携して行う、地域の特性に応じた生物多様性保全活動を促進しようとするものである。

現在、平成23年10月の法施行を目指し、基本方針の策定や政省令の制定に向けた作業を行っているところ。

基本方針については、有識者、専門家、地方公共団体、関係団体等からなる「生物多様性保全活動の促進に関する検討会」での3回の議論と、全国9か所で開催した意見交換会での多様な主体からの意見を基に基本方針(案)を作成。7月3日まで実施したパブリックコメントの意見を踏まえて第4回検討会でとりまとめ、8月に公表予定。

2. これまでの経緯と今後の予定

平成22年

12月 生物多様性保全活動促進法の公布

平成23年

1月～3月 意見交換会(那覇、熊本、札幌、仙台、大阪、名古屋、東京、高松、岡山)

1月19日 第1回基本方針検討会*(論点整理)

2月17日 第2回基本方針検討会(骨子の検討)

3月22日 第3回基本方針検討会(素案の検討)

6月3日 基本方針のパブリックコメント(～7月3日)

7月 省令のパブリックコメント

8月 第4回基本方針検討会(とりまとめ)

8月 基本方針の策定・公表、省令の公布

10月 生物多様性保全活動促進法の施行

} 予定

*: 「生物多様性保全活動の促進に関する検討会」

生物多様性保全活動促進法について

別添

(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律)

趣旨・背景

◆ 生物多様性が深刻な危機に直面

- 希少な野生動植物の減少
- 二次的自然（里地里山など）の手入れ不足
- 外来種の侵入による生態系の搅乱



地域希少種の減少



シカによる樹木の採食

◆ 地域の特性に応じた保全活動が必要

◆ 生物多様性の保全に対する社会的要請の拡大

- 生物多様性基本法（平成20年）の制定
- 生物多様性条約COP10の開催（愛知県名古屋市）



里山における竹林の伐採

**地域における多様な主体の有機的な連携による
生物多様性の保全のための活動を促進する制度の構築が必要**

制度の概要

◆ 基本方針の策定

- ・環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣による地域連携保全活動の促進に関する基本方針の策定



地域連携保全活動
(希少種の餌場となる水辺の整備)

◆ 地域連携保全活動の促進の枠組み

- ・市町村による地域連携保全活動計画の作成
- ・NPO等による計画の案の作成について提案
- ・自然公園法等の許可等に係る行為については、環境大臣又は都道府県知事の協議・同意。
- ・地域連携保全活動計画の作成や実施に係る連絡調整を行うための協議会の設置
- ・地域連携保全活動計画に従って行う活動については、自然公園法、森林法及び都市緑地法等の許可等を受けなくてもよいとする特例措置

◆ 関係者間のマッチングのための体制の整備

- ・関係者（活動実施者、土地所有者、企業等）間における連携・協力のあっせん、必要な情報の提供・助言を行う拠点としての機能を担う体制を、地方公共団体が整備

◆ 生物多様性保全上重要な土地の保全活動に対する援助

- ・民間主体が行う生物多様性の保全のための土地の取得の促進のための援助
- ・環境大臣が生物多様性保全上重要な土地（国立公園等）を寄附により取得した場合における、当該土地における生物多様性の保全のため意見の聴取

◆ 所有者不明地に関する施策の検討

土地所有者が判明しないこと等により協力が得られない場合における、生物多様性の保全のための制度の在り方について検討し、必要な措置を講ずる

施行期日

公布日（平成22年12月10日）から起算して1年以内（基本方針は公布日）